

(仮称) 長洲町多世代交流施設整備 基本計画 (案)

(長洲町地域福祉センターの活用に向けて)



令和6年4月
長洲町

もくじ

1. 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 施設の概要	4
4 整備の必要性	7
5 基本方針	8
6 施設改修・利用概要	10
7 施設運営	13
8 整備スケジュール	14
9 財源等	15

1. 計画策定の趣旨

長洲町地域福祉センターは、「地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図る」ことを目的に、平成6年に開設された施設です。

これまで、本施設において地域福祉の充実を図るために、高齢者を対象に介護事業を中心に各種事業を実施してきましたが、近年では社会情勢の変化とともに利用者が減少しております。

また、長洲町公共施設管理計画「公共施設マネジメント」においても、施設の有効利用を図ることとしており、「地域福祉の充実」に向け、有効に活用できる施設整備が求められております。

少子高齢化が進む中、妊娠期からの切れ目のない子育て支援や健康寿命の延伸を図る全世代を対象とした健康づくり、生活に関する困り事の解消のための総合的な相談対応など、子どもから高齢者までが生涯を通じてすこやかに生きるための総合的な施策が望まれております。

本計画は、子どもから高齢者が集い交流する「地域の輪」を創出する拠点施設の整備に向け、基本方針、整備概要及び管理運営方法等を定めた計画として策定するものです。



2 計画の位置づけ

この計画は、「第6次長洲町総合振興計画」を最上位計画として、関連する個別計画等の整合性を図りながら策定します。

*第6次長洲町総合振興計画「前期基本計画」

基本目標2 子どもの生きる力を育み夢と希望に満ちたまち

施策① 親と子が安心してこころ豊かに子育てができるまち

施策③ 質の高い教育環境が整備され、地域とともに子どもたちを育むまち

基本目標3 誰もが健康で生きがいを持ち自分らしく生活できるまち

施策① 高齢者が元気で活力にあふれ、安全・安心・健康に暮らせるまち

施策⑤ 生涯学び、学び合いながら自分らしく生活するまち

*長洲町子ども・子育て支援事業計画（第2期）

基本理念：親と子が安心・安全・こころ豊かに暮らせるまち

基本目標1 子育てに喜びと生きがいを感じる環境づくり

基本目標2 子どもの心身ともに健やかな成長の支援

基本目標3 切れ目のない多様な子育て支援の質・量の拡充

基本目標4 社会全体で子どもと子育て家庭を支える地域づくり

基本目標5 子どもの貧困対策

*長洲町教育振興基本計画

基本理念：主体性を持ち、生涯を通じて学ぶ人づくり

基本方針1 社会を生き抜く力の育成

基本方針2 生涯学び、学びあう環境づくり

基本方針3 家庭教育力の向上

基本方針4 質の高い教育環境の整備

*第四次長洲町地域福祉計画及び第四次地域福祉活動計画

基本理念 安心して暮らせる思いやり・助け合いのある地域社会づくり

基本目標1 誰もが暮らしやすいまちづくり

基本目標2 地域で支え合えるまちづくり

*その他

長洲町地域福祉センターの再生に向けた整備計画については、『デジタル田園都市国家構想の実現に向けた第3期長洲町「まち・ひと・しごと創生」総合戦略」及び地域再生計画へ位置づけます。

デジタル田園都市国家構想の実現に向けた第3期長洲町「まち・ひと・しごと創生」総合戦略より（抜粋）

◆基本目標2 町とのつながりを築き、新しい人の流れをつくる

(2) 安心して暮らせる住まいと住環境の整備

交流・関係人口の創出・拡大による移住・定住に向けた取組や公共施設の再生による新たな交流拠点の整備に向けた取組を推進し、住み慣れた地域で安全・安心に暮らしを営み続けることができる環境の提供、町内への新たな人の流れの創出による地域の賑わい・活性化への波及を図ります。

《主な取組内容》

○新たな交流・賑わいの創出に向けた公共施設の再生

◆基本目標3 安心して、結婚、出産、子育てができ、魅力ある教育を受けられるようにする

(1) 安心して結婚・出産・子育てができる環境の充実

家族の質的構成や個人の価値観等を背景として子育て環境が変化する中、安心して家庭を持ち、子どもを産み育てることができるよう、結婚支援や母子保健、保育等の子育て支援サービスの充実を図り、「こどもまんなか社会」の実現に寄与します。

また、公共施設を活用し、学校でも家庭でもない、子どもたちがありのままの自分でいられる安全・安心な第3の居場所作りを目指します。

《主な取組内容》

○子どもの居場所づくり



3 施設の概要

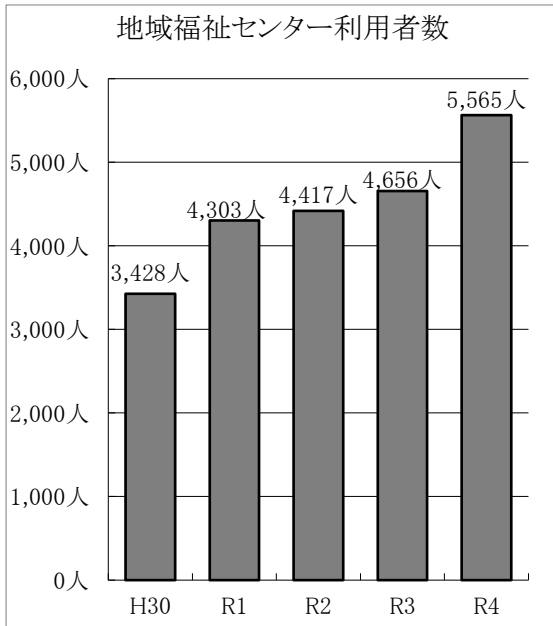
(1) これまでの運営状況

平成6年に開館した「長洲町地域福祉センター」は、入浴施設や調理施設を併設した公共施設として、開館当時は、地域住民の福祉の増進として位置づけて、多くの地域住民が集う場所として賑わいを創出しました。その後、介護保険制度の導入により社会福祉協議会による介護事業等が実施され、高齢者等の交流・憩いの場と運営してきました。

しかし、現在では介護事業実施者も事業を撤退し、施設利用においては1日平均20人程度の入浴利用者以外は利用がなく、併せて施設の老朽化の進行や地域住民の生活の価値観の変化により、町民の憩いの場としての機能が薄れ、施設利用者は施設開設時と比べると減少している状況です。

- ・ 開館時間 日曜日及び年末年始以外の午前9時から午後5時
- ・ 入館料 大人(高校生以上) 町内者150円 町外者300円
小人(中学生以下) 町内者100円 町外者200円
- ・ 施設の概況
1階 事務所 厨房 トレーニング室 入浴室(男・女・多目的) ロビー
2階 作業室 第1研修室 第2研修室 調理実習室 大広間



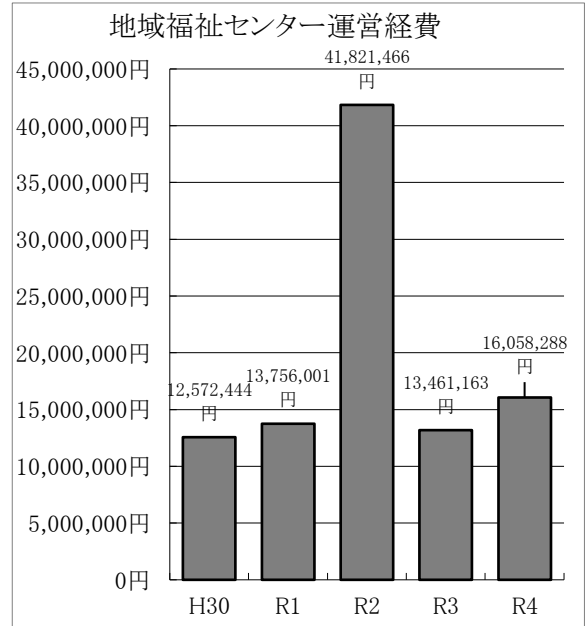


【利用者の推移】

令和3年度 4,656人 (15.2人/日)

令和4年度 5,565人 (18.3人/日)

*地域の高齢者を中心に利用

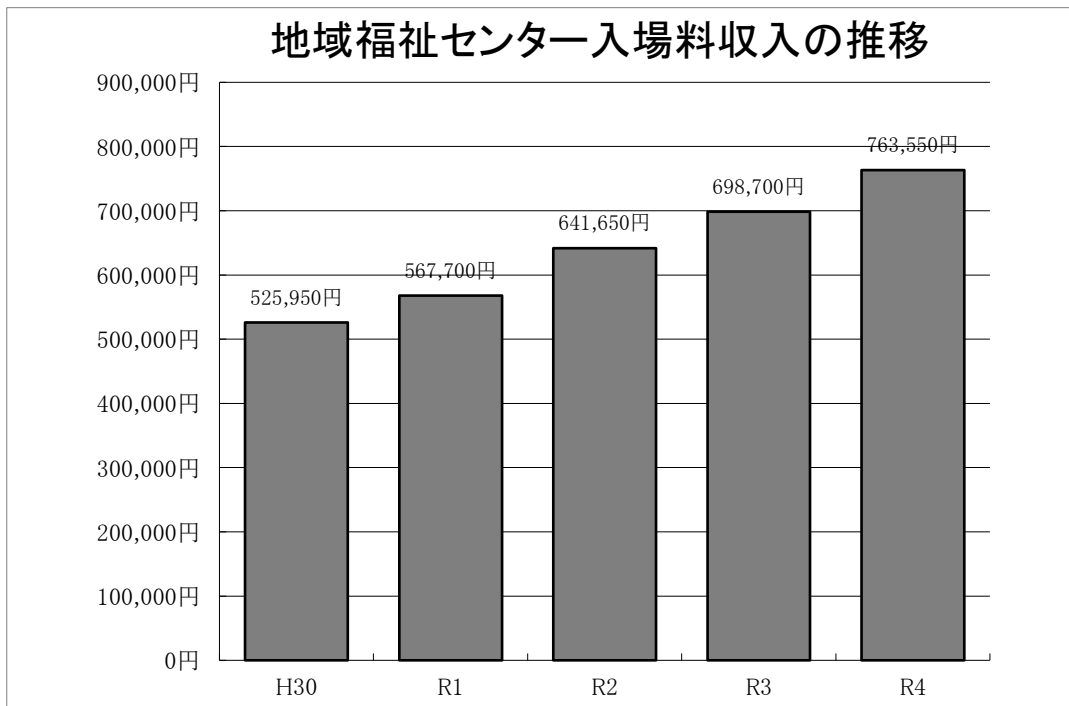


【管理運営費】

令和3年度 13,462千円 (決算額)

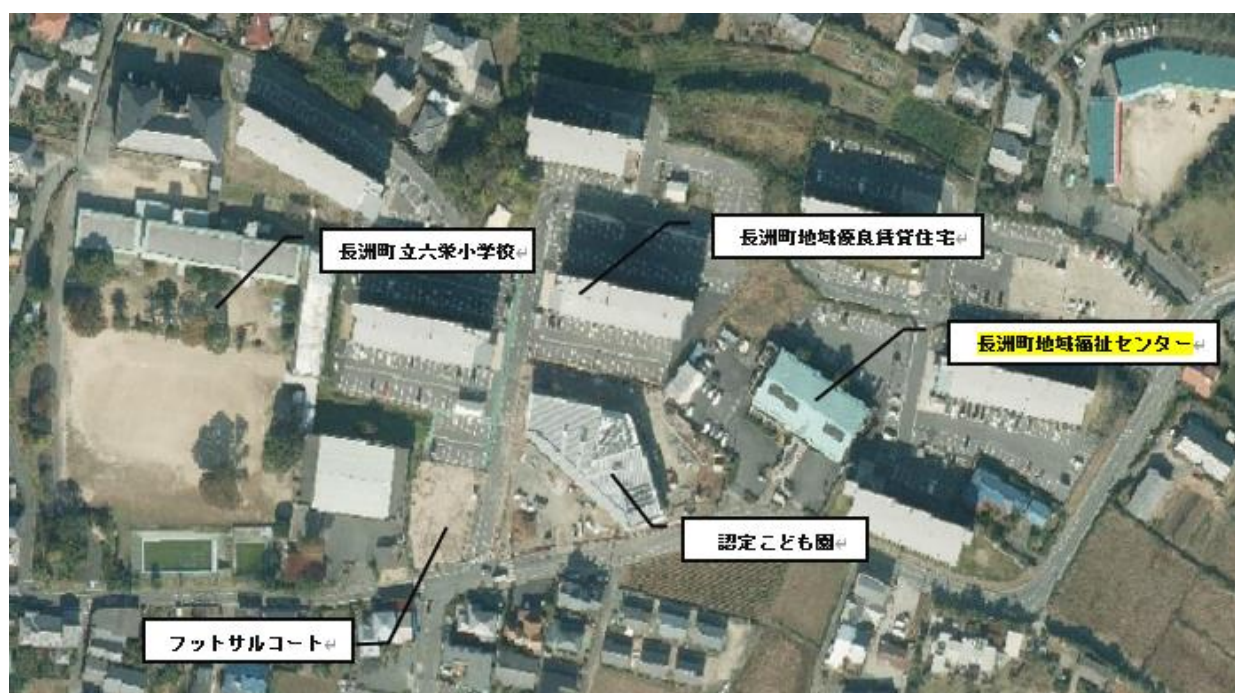
令和4年度 16,059千円 (決算額)

令和5年度 15,651千円 (予算額)



(2) 施設情報

- ・敷地所在地 熊本県玉名郡長洲町大字宮野999番地
- ・用途地域 無指定（建ぺい率70% 容積率200%）
- ・敷地面積 3,030㎡
- ・隣接施設 長洲町立六栄小学校
認定こども園ひまわり
地域優良賃貸住宅「レインボーみやの」（250戸）
フットサルコート（人工芝）1面
- ・施設概要 建築年 1994年（平成6年）
延床面積 1,421.08㎡
構造種別鉄筋コンクリート造
階数 地上2階
耐震診断・耐震補強・・・不要



4 整備の必要性

(1) ニーズ調査から見えるもの

長洲町子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定におけるニーズ調査において、将来的に望む支援として、「金銭的援助」のほか、「仲間と出会え、一緒に活動できる場所」・「地域における子どもの居場所」・「読み書き計算などの基礎的な学習への支援」など、複数回答項目の97%を占めており、子どもの居場所の整備が望まれています。

(2) アンケート調査から見えるもの

・第6次長洲町総合振興計画策定時における町民アンケートにおいて、「行政サービスについて、これから力を入れて欲しいものは何か」という問いに対し、「福祉（児童・高齢者・障がい者）の推進」、「子育て支援の充実」についての回答が多く寄せられています。

・都市計画マスタープラン策定に係る町民アンケートにおける「長洲町の暮らしについての評価」において、六栄小学校校区では全体的に満足度が低い結果となっており、「子育て支援や教育環境の充実」・「良好な住環境」など、多くの項目について重要度が高い傾向であり、六栄小学校校区への施設整備が望まれています。

(3) ヒアリングから見えるもの

・子育て世帯等へのヒアリングを行う中で、町中心部に各種施設が集中していることから、六栄小学校校区への子育て支援センター等の開設を望む声が聞かれます。

(4) その他

・長洲町地方創生協議会ワークショップにおいて、子ども安全な遊び場の確保や、子どもの預かり場所の不足、習い事の場所が少ないといった意見が出ています。

・改修予定施設が内陸部の高台に位置することから、避難施設としての活用が望まれています。また、施設の利用者が少なく、施設の有効活用が望まれています。

5 基本方針

多世代交流による 地域の輪の創出

～いく重にも波紋のような育みの輪が広がる多世代交流拠点～

◎子どもの健全育成に向けた子どもの居場所づくり・教育環境の整備推進

- ・2階に放課後児童クラブ、放課後子ども教室及び子どもの居場所といった子どもに関する施設を整備し、子どもの居場所づくりを推進します。
- ・活動・交流スペース、相談室の開設を通して、子育て世帯が安心して育児と仕事を両立し、気軽に相談や交流ができるような子育て支援施設を整備し、子育て環境の充実を図ります。
- ・屋内遊具を整備し、親子交流ができる場を創出するとともに、子どもの基礎運動能力の向上を図ります。
- ・学習スペースの確保により、学生等への学習の場を提供します。

◎生きがいつくり・健康増進に向けた多世代交流の推進

- ・1階に居心地の良い「エントランススペース」「交流スペース」を設け、多世代が多目的に交流できる居場所を創出します。
- ・高齢者が、自主的に様々なサークル活動等を楽しめるように、交流・活動スペースを整備します。
- ・子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象として各種催事の開催により多世代交流を推進し、子どもの社会性向上や高齢者の生きがいつくり、健康増進等の相乗効果を目指します。
- ・地域の入浴サービスに対するニーズが高く、入浴施設を確保し、交流の場の提供とともに、憩いの場を提供します。

◎まちの賑わい創出と地域活性化の実現

- ・活動・交流スペース等を開設することで、サークル活動等の地域交流活動を促し、地域コミュニティの活性化及び「まちの賑わい」を創出します。
- ・食堂運営（飲食の提供）や屋外販売により町内及び町外の利用者も呼び込み地域間での交流を図るとともに、町の魅力発信による関係人口・交流人口の増加及び移住・定住を促進します。
- ・地元農産物等を使った食事の提供や物販を通して、地産地消を推進します。
- ・全館をカバーできる Wi-Fi 環境を整備し、遠隔等による交流、相談ができる環境を整備するとともに、誰でもいつでもデジタルに触れることができるデ

デジタルデバイド（情報格差）解消に資する取組を実施します。

◎住民のための安全・安心で快適な施設整備

- ・施設内の段差解消や照明の切替え等のバリアフリー対策を講じます。
- ・施設利用案内等の多言語表記等による多文化共生への取組を進めます。
- ・施設の長寿命化や環境に配慮するとともに、維持管理コストを低減し、利用者が気持ちよく、安全・安心に利用できる施設とします。

◎避難施設としての機能強化

- ・災害時における町民の避難施設及び災害拠点施設として機能強化を図るため、全階フロアでの避難者受け入れができる施設整備を行うとともに、Wi-Fi環境による情報通信の確保に努めます。

6 施設改修・利用概要

(1) 1階

(参考) 既存施設の配置図



◎エントランスホール

- ・エントランスは建物の顔として、建物の印象や雰囲気を決める重要な空間となります。開放的で気軽に立ち寄れる空間を確保します。
- ・学生の送迎等、安心な待ち合わせ場としての役割を果たします。

◎食堂（キッチン）・交流スペース

- ・食堂運営（飲食の提供）により町内及び町外の利用者も呼び込み、多世代交流を図るとともに地場産品を使用した商品の提供・販売等を通して、商品のブランド化促進や町の魅力のPRを行います。
- ・食堂の整備により、家庭状況を問わず子どもから高齢者まで誰でも参加できる多世代交流の場、憩いの場となることから、コミュニティの形成や町の賑わい創出に寄与します。

◎学習スペース

- ・子育て、健康講座等の各種講座を開催し、育児と仕事の両立に悩む保護者の不安やストレスの解消につなげます。また、自習スペースとして活用することで、認定こども園の送迎保護者の憩いの場としての機能や、中高生の学習の場

として利用します。

◎活動・交流スペース

・地域のサークル活動等の交流活動を促し、地域コミュニティの活性化及び「まちの賑わい」創出を図ります。

◎相談室

・教育・保育機関との連携を強化し、さらには相談体制の整備により子育て関連のワンストップ化を図り、利用者の利便性向上を目指します。

◎浴場

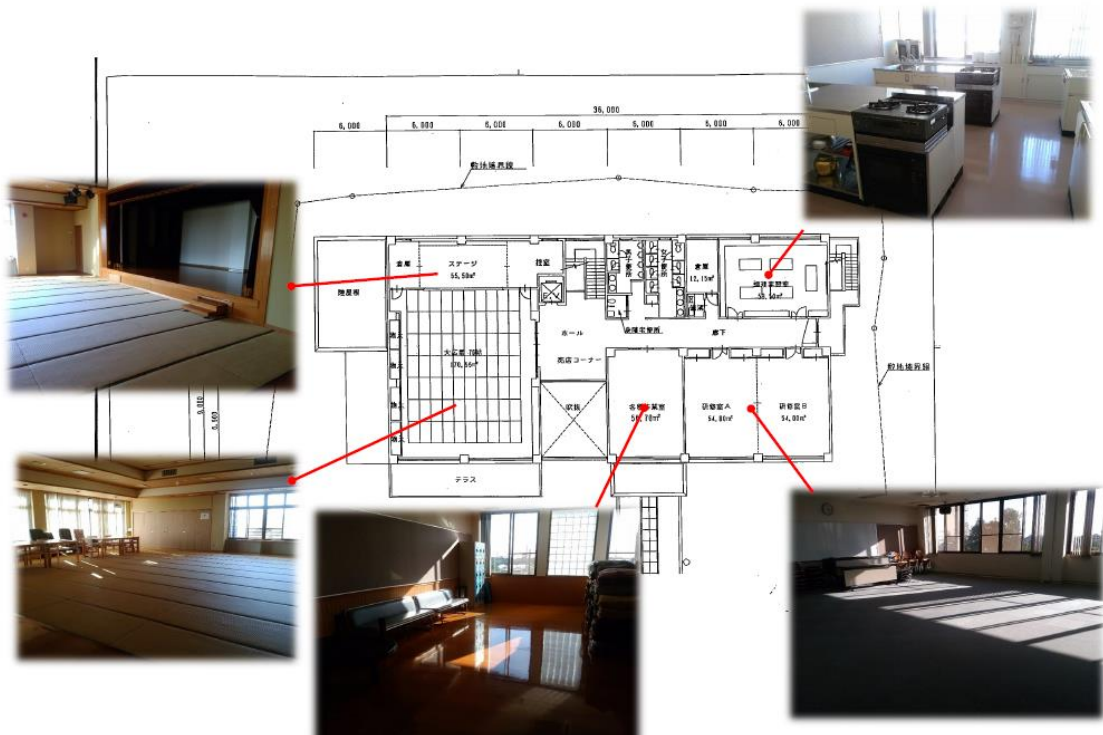
・交流、憩いの場としての機能を有する地域のリラクゼーション施設として、地域コミュニティ形成の一役を担います。

◎事務室

・来館者等への対応や施設利用者の見守り等に向け、事務従事職員の職務スペースを確保します。

(2) 2階

(参考) 既存施設の配置図



◎子ども居場所ルーム

・子どもの居場所の滞在拠点として整備し、居場所づくり事業を実施します。
また、指導員等の事務所として利用します。

◎子ども交流室

・遊具の整備等を通して、親子交流や多世代が交流できる場として利用します。
また、天候を気にすることなく、いつでも子どもたちが自由に遊ぶことができる機会を創出することで、引きこもりを回避し、親子が集い、交流することができる場をつくります。

◎学童室・放課後子ども教室

・放課後児童クラブ（学童保育）等の子どもに関する事業を実施します。利用時間外においては、地域活動を行う場として利用するとともに、小中学生向けの学習支援等を実施し、子どもの居場所づくりと併せ、子どもの学力向上対策を講じます。

◎その他

・無線 LAN 環境やデジタル機器を整備することで、デジタルを活用した各種事業の展開が可能となり、更なる施設利用者の利便性向上と併せ、施設の魅力度向上を図ります。

7 施設運営

(1) 管理運営の基本方針

多世代が集う複合的な施設となるため、利用者の安全性や利便性に配慮し、一元的な管理体制のもと、効率的かつ効果的な管理運営を行い、多くの方に親しまれる施設を目指します。

◎利用者のニーズに応えるきめ細やかなサービスの提供

子どもや保護者が、気軽に訪れ、日常的に交流し、活動に参加できるように、多様なニーズや利用形態に応じたサービスを提供します。

◎他機関との連携、近隣施設の活用による事業の充実

事業の推進や管理運営に当たっては、他機関との連携や近隣施設の活用による事業の充実に努めます。

◎利用者の利便性に配慮した運営方法、開館日時、料金設定

運営方法、開館時間及び料金設定等については、町内他施設の利用状況や地域住民のニーズを踏まえ、利用者の利便性を配慮して設定します。

◎避難施設としての機能強化

床のフラット化等により受入室数を増やし、災害時における避難施設としての機能を強化することで、災害に配慮した施設とします。

(2) 管理運営体制

①統括的な管理運営

子育て・福祉・教育・地域づくりなど、複数の分野にわたる事業を、一つの施設で集約して実施するため、各事業を相互に連携させ、効果的な事業実施できるように統括的な管理運営を行う必要があります。そのため、統括的な管理運営に向け、庁内既設組織への機能集約又は新たな組織機構の編成等を検討します。また、管理運営体制として、将来的に指定管理者制度等による民間を活用した施設運営を目指します。

②開館時間等

食堂や入浴施設、子どもの居場所等の複合機能を有することから、それぞれの事業形態に沿った開館日、開館時間を地域住民のニーズを踏まえて設定します。

③自立した施設運営

物販や貸館等を通して、自主財源を確保し、安定した施設運営に努めます。

(3) 関係機関との連携

総合的な子どもの支援拠点は、妊娠・出産から子育てまでに起こりうる様々な相談に適切に対応し、相談内容に応じて関係機関と連携しながら、速やかな支援へとつなげていきます。

8 整備に係る想定スケジュール

- ・令和6年 3月11日 施設整備に係る令和5年度補正予算可決
(令和6年3月定例会)
- ・令和6年 3月28日 デジタル田園都市国家構想交付金 交付決定
- ・令和6年 4月～5月 施設整備に係る設計等業務入札事務
- ・令和6年 6月～8月 設計等業務
- ・令和6年 9月 工事入札
- ・令和6年10月 仮契約締結(臨時会)
監理業務契約
- ・令和6年10月～令和7年3月中旬 工事
- ・令和6年12月 条例改正(定例会)
- ・令和7年 4月 1日 運営開始

9 財源等

※以下の事業費等については、変更となる場合があります。

(1) 施設整備

総事業費 271,000 千円

(内訳)

設計・監理委託 19,500 千円

工事請負費 238,500 千円

備品購入費 13,000 千円

<財源>

- ・ B & G財団「子ども第三の居場所」開設事業（令和 5 年度事業）
： 50,000 千円
- ・ デジタル田園都市国家構想交付金（令和 5 年度補正）
地方創生拠点整備・地方創生推進タイプ：110,500 千円
- ・ 一般財源：110,500 千円（うち、105,500 千円は補正予算債）

(2) 施設運営

施設運営及び事業実施においては、次の補助事業等の活用を見込みます。

- ・ B & G財団「子ども第三の居場所」事業
- ・ 子ども・子育て交付金（国：1/3）
- ・ 子ども・子育て支援事業（県：1/3）
- ・ 子どもの居場所づくり事業（県）
- ・ デジタル田園都市国家構想交付金 地方創生推進タイプ（国：1/2）